

地域生活支援拠点等における加算と請求方法

～計画相談支援/障害児相談支援～

1

川口市役所 障害福祉課

地域生活支援拠点等整備事業担当

機能	対象サービス	加算	加算単位	拠点等事業所	概要
相談	計画相談支援 障害児相談支援	地域生活支援拠点等相談強化加算	700単位/回	要	地域生活支援拠点等である特定相談支援事業所の相談支援専門員が、コーディネーターの役割を担うものとして相談を受け、連携する短期入所事業所への緊急時の受入れの対応を行った場合。（短期入所事業所への受入れ実績（回数）に応じて、利用者1人につき月4回を限度）
地域の体制づくり		地域体制強化共同支援加算	2000単位/回	要	拠点等である特定相談支援事業所の相談支援専門員が、支援困難事例についての課題検討を通じ、情報提供等を行い、他の福祉サービス事業者と共同で対応し、協議会に報告した場合。
緊急時の受入れ・対応	短期入所	地域生活支援拠点等加算	100単位/日	要	地域生活支援拠点等である短期入所事業所について、地域生活支援拠点等をして緊急時の受入れ対応の役割を担うことを評価し（緊急時の受入れに限らず）、利用者全員について、利用を開始した日に算定。
		緊急短期入所受入加算	180単位/日（福祉型） 270単位/日（医療型）	否	指定短期入所の緊急利用を受け入れた場合に、当該緊急利用者に対して初日から7日（やむを得ない事情がある場合は14日）を限度に算定。
		定員超過特例加算	50単位/日	否	介護者の急病等の緊急時において、定員を超えて受け入れた場合に加算（10日を限度）
体験の機会・場	共同生活援助	※拠点等に関する加算はなし			

地域生活支援拠点等相談強化加算とは

【目的】

- ▶ 地域生活支援拠点等の必要な相談機能として、地域の生活で生じる障害者等や家族の緊急事態において、迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所の活用により地域における生活の安心感を担保すること。

【算定基準】

- ▶ 地域生活支援拠点等である特定相談支援事業所の相談支援専門員が、コーディネーターの役割を担うものとして相談を受け、連携する短期入所事業所への緊急時の受け入れ対応を行った場合、**700単位/回**短期入所事業所への受け入れ実績（回数）に応じて、月4回を限度とする。

【留意事項】

- ▶ 利用者**1人につき1月に4回を限度**として加算するもの。
- ▶ **緊急利用者**とは、介護を行う者が疾病にかかっていることその他やむを得ない理由により居宅で介護を受けることができない、かつ、**利用を開始した日の前々日、前日又は当日に当該事業者に対し利用の連絡があった場合の利用者**をいう。

地域体制強化共同支援加算とは

【目的】

- ▶ 地域生活支援拠点等の必要な地域の体制づくりの機能として、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築を行うこと。

【算定基準】

- ▶ 地域生活支援拠点等である特定相談支援事業所の相談支援専門員が支援困難事例等についての課題検討を通じ、情報共有等を行い、他の福祉サービス等の事業者と共同で対応し、自立支援協議会に報告をした場合 **2,000** 単位/回当該対象者1人につき1月に1回を限度とする。

【留意事項】

- ▶ 対象利用者が当該事業にて登録されていること。
- ▶ **3事業所以上**（相談支援事業所及び障害福祉課を除く）が出席する会議を開催し、別紙 地域体制強化共同支援報告書を提出すること。

地域生活支援拠点等に係る加算請求フロー

拠点支援対象者の利用者登録
＜提出書類＞
□川口市地域生活支援拠点支援対象者登録・変更票
□申請者の現状(基本情報)

＜地域の体制づくり＞
地域体制強化共同支援加算

ネットワーク会議(毎月)において事例検討

＜相談＞
地域生活支援拠点等相談強化加算

3者以上で個別支援会議を実施
(相談支援事業所、障害福祉課を除く)

緊急時における短期入所調整

報告書を障害福祉課へ書面提出
＜提出書類＞
□地域体制強化共同支援報告書

障害福祉課へ電話連絡
(閉庁時は直近開庁時)

自立支援協議会へ出席報告

報告書を障害福祉課へ書面提出
＜提出書類＞
□地域生活支援拠点等相談強化報告書

自立支援協議会出席月に加算請求

報告書提出月に加算請求



川口市公式マスコット きゅぼらん